

2 都市建企第 1099 号  
令和 2 年 12 月 24 日

一般社団法人 東京都昇降機安全協議会  
理事長 砂川 俊雄 様

東京都都市整備局市街地建築部  
建築企画課長 谷内 加寿子  
(公印省略)

建築基準法施行規則の一部改正に伴う定期検査報告書の  
押印省略に係る対応について (依頼)

平素より東京都の建築設備行政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。  
押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令(令和 2 年国土交通省令第 98 号。以下「省令」という。)が令和 2 年 12 月 23 日付で公布され、建築基準法施行規則の別記様式に規定されている定期検査報告書(以下「報告書」という。)の押印省略が、令和 3 年 1 月 1 日より施行されることとなりました。

つきましては、報告日が令和 3 年 1 月 1 日以降の報告書について、下記のとおりご対応の上、この旨を検査員及び検査会社にご周知いただけますよう、よろしく願いいたします。

また、ホームページ上の報告書フォーマット(別記様式第三十六号の四)について、省令の内容を反映の上、遅滞なく改訂版を掲載いただけますよう、併せてよろしく願いいたします。

記

1. 押印等がなされた報告書を提出した場合であっても受付ける。
2. やむを得ず、二重線等で報告書を訂正する場合、第一面の押印等の有無によらず、訂正印の押印は求めない。
3. 改正前の様式で報告書を提出した場合でも、押印等は不要とする。

以上

【問合せ先】

東京都都市整備局市街地建築部建築企画課  
(設備担当) 久保、瀬下  
電話 03-5388-3349